

【編集後記】

「たちぎれ線香」という上方落語の古典。

船場の若旦那が舞妓小糸と相思相愛の仲になり、茶屋（花街）に入り浸る。「引手茶屋」という、茶屋と客とを仲介し雑用一切を請け負う業者がいて、身元の確かな客には遊興費の立替えもした。そのため若旦那は無一文でも存分に遊べた。必然的に借金は膨らむ。そこで親族一同が集まり、会議の末、若旦那を百日の間、蔵に閉じ込めることになる。百日経って蔵から出ることを許された若旦那、小糸の元に急いで駆けつけるが……。

この話で興味深いのは、放蕩息子に親族一同が集まって蔵への幽閉を決める下りである。監禁は当時でも犯罪だが、一定の理由があれば親族による自宅内の監禁行為が許されていた。これは、手に負えなくなった「乱心者」や「不良子弟」等を座敷牢に監置する制度で、「指籠（さしこ）入れ」と呼ばれた。

明治になってもこの制度は存続し、「瘋癲人」（ふうてんにん＝精神障害者）の看護や「不良子弟」等の戒戒のためにやむを得ず自宅に「鎖鑰（さくご）＝監置」する場合、（瘋癲人は医師の口上書「診断書」を添えて）親族が連判して警察に願い出ることになっていた（明治一一年（一八七八年）内務省警視局布達甲第三八号）。

若旦那についての親族会議はこの自宅鎖鑰のための話し合いで、当時そこでどんな話し合いがなされていたかと思うと、大変興味深い。

（園田寿）

甲南法務研究 (KONAN LAW FORUM) 第 14 号

2018 年 3 月 初版第一刷発行

- 発 行 甲南大学法科大学院  
兵庫県神戸市東灘区岡本 8-9-1  
TEL 078-435-2603 FAX 078-435-2760  
URL : <http://www.konan-u.ac.jp/lawschool/>  
E-mail : [lawschool@adm.konan-u.ac.jp](mailto:lawschool@adm.konan-u.ac.jp)
- 制 作 株式会社 T K C  
東京都新宿区揚場町 2 番 1 号 軽子坂 MN ビル 4 階  
TEL 03-3235-5639 FAX 03-3235-5649
- 印 刷 倉敷印刷株式会社  
東京都墨田区錦糸 4-16-17  
TEL 03-6658-0031 FAX 03-6658-0032